

「投資助言に係る契約締結前の書面」の一部改正について

下線部変更

(2023年7月24日)

現 行	改 正 後
(省 略)	(現行どおり)
<p>4. 投資顧問契約の終了の事由 投資顧問契約は、次の事由により終了します。</p>	<p>4. 投資顧問契約の終了の事由 投資顧問契約は、次の事由により終了します。</p>
<p>(1) お客様が、投資顧問契約、本取引にかかる約款等の条項または記載内容のいずれかに違反した場合</p> <p>(2) お客様が、本取引にかかる約款等の解約条項に該当した場合</p> <p>(3) お客様が法令に違反した場合</p> <p>(4) お客様が当社に提供した情報に虚偽があった場合</p> <p>(5) お客様が当社の業務の運営または維持を妨げていると当社が判断した場合</p> <p>(6) お客様が公租公課の滞納処分を受けた場合</p> <p>(7) お客様が破産、特別清算、民事再生、会社更生その他の倒産手続きを申立てまたは申し立てられた場合</p> <p>(8) 当社が業務上、その他の理由により投資助言サービスに係る業務を終了した場合</p> <p>(9) その他の事情により、本契約を解約することがやむを得ないと当社が判断した場合</p>	<p>(1) <u>お客様からの書面又は電子メールによる契約の解除の申出があった場合（クーリング・オフによる解除の際は、上記枠内Ⅲクーリング・オフの適用を参照下さい。）</u></p> <p>(2) お客様が、投資顧問契約、本取引にかかる約款等の条項または記載内容のいずれかに違反した場合</p> <p>(3) お客様が、本取引にかかる約款等の解約条項に該当した場合</p> <p>(4) お客様が法令に違反した場合</p> <p>(5) お客様が当社に提供した情報に虚偽があった場合</p> <p>(6) お客様が当社の業務の運営または維持を妨げていると当社が判断した場合</p> <p>(7) お客様が公租公課の滞納処分を受けた場合</p> <p>(8) お客様が破産、特別清算、民事再生、会社更生その他の倒産手続きを申立てまたは申し立てられた場合</p> <p>(9) 当社が業務上、その他の理由により投資助言サービスに係る業務を終了した場合</p> <p>(10) その他の事情により、本契約を解約することがやむを得ないと当社が判断した場合</p> <p>(11) <u>当社が、投資助言業を廃業した場合</u></p>
(以下、省略)	(以下、現行どおり)
以上	以上
2023年4月3日	2023年7月24日